

広島県告示第五百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
医療法人三和会	おおうち病院居宅介護支援事業所	平成二十年五月一日
居宅介護支援事業所さくら合同会社	居宅介護支援事業所さくら	平成二十年五月一日
社会福祉法人広島県リハビリテーション協会	居宅介護支援事業所ときわ	平成二十年五月一日